

新 旧 表

ページ	現 行	改 正																																																										
P 5	<p>4) 1)、2)及び3)の方法によりがたい場合</p> <p>(イ) 1)、2)及び3)の方法によりがたい場合は、局特別調査（臨時調査）として本局担当課にて調査を行い材料単価を決定するものとする。</p> <p>なお、局特別調査（臨時調査）は、各事務所において資材価格調査が必要な資材（1事務所のみにおいて必要なときも含む）について行うものとする。</p> <p>(ロ) なお、1工事において調達価格（材料単価×使用数量）が100万円未満の場合、かつ1資材の材料単価が10万円未満の場合は、見積りによって決定することも可能とする。</p> <p>また、見積りを採用する場合の手順は、次によるものとする。</p> <p>① 調達価格（材料価格×使用数量）が、100万円未満であるか100万円以上であるかの判断をするために発注担当課長から参考見積りを3社に依頼し、見積り（100万円未満、かつ1資材の材料単価が10万円未満）又は特別調査（100万円以上、または1資材の材料単価が10万円以上）によるかの判断を行うものとする。</p> <p>なお、同一工事の1資材に複数の規格がある場合については、その合計額で上記判断を行うものとする。</p> <p>また、他工事の実績や「建設物価」及び「積算資料」の類似品目の材料単価から類推可能であれば、参考見積りは不要とする。</p> <p>② 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、事務所長から見積依頼を行う。</p> <p>なお、見積価格は実勢取引価格であることを確認する。</p> <p>③ 正式見積りは、原則として3社以上から徴収する。</p> <p>④ 積算に用いる材料単価の決定方法は、異常値を除いた価格の平均価格とする。</p> <p>ただし、見積書の数が多い場合は、最頻度価格を採用する。</p> <p><u>5) 価格変動が著しい場合</u>  <u>主要資材単価の変動が著しい場合は、「物価資料等の速報」価格を採用する。</u></p>	<p>4) 1)、2)及び3)の方法によりがたい場合</p> <p>(イ) 1)、2)及び3)の方法によりがたい場合は、局特別調査（臨時調査）として本局担当課にて調査を行い材料単価を決定するものとする。</p> <p>なお、局特別調査（臨時調査）は、各事務所において資材価格調査が必要な資材（1事務所のみにおいて必要なときも含む）について行うものとする。</p> <p>(ロ) なお、1工事において調達価格（材料単価×使用数量）が100万円未満の場合、かつ1資材の材料単価が10万円未満の場合は、見積りによって決定することも可能とする。</p> <p>また、見積りを採用する場合の手順は、次によるものとする。</p> <p>① 調達価格（材料価格×使用数量）が、100万円未満であるか100万円以上であるかの判断をするために発注担当課長から参考見積りを3社に依頼し、見積り（100万円未満、かつ1資材の材料単価が10万円未満）又は特別調査（100万円以上、または1資材の材料単価が10万円以上）によるかの判断を行うものとする。</p> <p>なお、同一工事の1資材に複数の規格がある場合については、その合計額で上記判断を行うものとする。</p> <p>また、他工事の実績や「建設物価」及び「積算資料」の類似品目の材料単価から類推可能であれば、参考見積りは不要とする。</p> <p>② 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、事務所長から見積依頼を行う。</p> <p>なお、見積価格は実勢取引価格であることを確認する。</p> <p>③ 正式見積りは、原則として3社以上から徴収する。</p> <p>④ 積算に用いる材料単価の決定方法は、異常値を除いた価格の平均価格とする。</p> <p>ただし、見積書の数が多い場合は、最頻度価格を採用する。</p>																																																										
P 1 1	<p>5) 間接工事費等の項目別対象表</p> <table border="1" data-bbox="468 1486 1507 1940"> <thead> <tr> <th colspan="2">間 接 工 事 費 等</th> <th>共 通 仮 設 費</th> <th>現 場 管 理 費</th> <th>一 般 管 理 費 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">対象額</td> <td rowspan="2">対 象 額</td> <td>直接工事費+共</td> <td>純工事費+現場</td> </tr> <tr> <td>項 目</td> <td></td> <td>通 仮設費=純工事 費</td> <td>管理費=工事原 価</td> </tr> <tr> <td colspan="2">桁等購入費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">処分費等</td> <td colspan="3">処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料 の取扱いは、(注) (ト) 参照)</td> </tr> <tr> <td>支 給</td> <td>桁 等 購 入 費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>	間 接 工 事 費 等		共 通 仮 設 費	現 場 管 理 費	一 般 管 理 費 等	対象額		対 象 額	直接工事費+共	純工事費+現場	項 目		通 仮設費=純工事 費	管理費=工事原 価	桁等購入費		×	○	○	処分費等		処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料 の取扱いは、(注) (ト) 参照)			支 給	桁 等 購 入 費	×	○	×	<p>5) 間接工事費等の項目別対象表</p> <table border="1" data-bbox="1676 1486 2715 1940"> <thead> <tr> <th colspan="2">間 接 工 事 費 等</th> <th>共 通 仮 設 費</th> <th>現 場 管 理 費</th> <th>一 般 管 理 費 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">対象額</td> <td rowspan="2">対 象 額</td> <td>直接工事費+共</td> <td>純工事費+現場</td> </tr> <tr> <td>項 目</td> <td></td> <td>通 仮設費=純工事 費</td> <td>管理費=工事原 価</td> </tr> <tr> <td colspan="2">桁等購入費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">処分費等</td> <td colspan="3">処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料 の取扱いは、(注) (ト) 参照)</td> </tr> <tr> <td>支 給</td> <td>桁 等 購 入 費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>	間 接 工 事 費 等		共 通 仮 設 費	現 場 管 理 費	一 般 管 理 費 等	対象額		対 象 額	直接工事費+共	純工事費+現場	項 目		通 仮設費=純工事 費	管理費=工事原 価	桁等購入費		×	○	○	処分費等		処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料 の取扱いは、(注) (ト) 参照)			支 給	桁 等 購 入 費	×	○	×
間 接 工 事 費 等		共 通 仮 設 費	現 場 管 理 費	一 般 管 理 費 等																																																								
対象額		対 象 額	直接工事費+共	純工事費+現場																																																								
項 目			通 仮設費=純工事 費	管理費=工事原 価																																																								
桁等購入費		×	○	○																																																								
処分費等		処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料 の取扱いは、(注) (ト) 参照)																																																										
支 給	桁 等 購 入 費	×	○	×																																																								
間 接 工 事 費 等		共 通 仮 設 費	現 場 管 理 費	一 般 管 理 費 等																																																								
対象額		対 象 額	直接工事費+共	純工事費+現場																																																								
項 目			通 仮設費=純工事 費	管理費=工事原 価																																																								
桁等購入費		×	○	○																																																								
処分費等		処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料 の取扱いは、(注) (ト) 参照)																																																										
支 給	桁 等 購 入 費	×	○	×																																																								

新 旧 表

	<table border="1"> <tr> <td>品費等</td> <td>一般材料費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>別途製作の製作費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電力</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>無償貸付機械等評価額</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鋼橋門扉等工場原価</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>現場発生品</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>ダム工事</td> <td>支給電力料 (基本料金含む)</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>無償貸付機械等評価額</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">○対象とする ×対象としない</p> <p>(注) <u>(イ) 共通仮設費対象額とは、直接工事費＋支給品費＋無償貸付機械等評価額＋事業損失防止施設費＋準備費に含まれる処分費である。</u></p> <p>(ロ) 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費をいう。</p> <p>(ハ) 無償貸付機械等評価額とは、無償貸付機械と同機種同型式の建設機械等損料額から当該建設機械等の設計書に計上された額を控除した額をいう。</p> <p>(ニ) 別途製作する標識柱〔オーバーハング式（F型、T型、逆L型、WF型）、オーバーヘッド式〕しゃ音壁支柱、別途製作する鋼製砂防堰堤の鋼製部材、鋼橋製作工の支承や排水装置等、工場製作品単価の場合の扱いは、鋼橋・門扉等工場原価の取扱いに準ずるものとする。（t 当り製作単価として取扱う場合）</p> <p>(ホ) 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。</p> <p>(ヘ) 別途製作したものを一度現場に設置した後に発生品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費（材料費含む）と同じ扱いとする。</p>	品費等	一般材料費	○	○	×		別途製作の製作費	×	×	×		電力	○	○	×		無償貸付機械等評価額	○	○	×		鋼橋門扉等工場原価	×	×	○		現場発生品	×	×	×	ダム工事	支給電力料 (基本料金含む)	×	×	×		無償貸付機械等評価額	○	×	×	<table border="1"> <tr> <td>品費等</td> <td>一般材料費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>別途製作の製作費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電力</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>無償貸付機械等評価額</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鋼橋門扉等工場原価</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>現場発生品</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>ダム工事</td> <td>支給電力料 (基本料金含む)</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>無償貸付機械等評価額</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">○対象とする ×対象としない</p> <p>(注) <u>(イ) 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費をいう。</u></p> <p>(ロ) 無償貸付機械等評価額とは、無償貸付機械と同機種同型式の建設機械等損料額から当該建設機械等の設計書に計上された額を控除した額をいう。</p> <p>(ハ) 別途製作する標識柱〔オーバーハング式（F型、T型、逆L型、WF型）、オーバーヘッド式〕しゃ音壁支柱、別途製作する鋼製砂防堰堤の鋼製部材、鋼橋製作工の支承や排水装置等、工場製作品単価の場合の扱いは、鋼橋・門扉等工場原価の取扱いに準ずるものとする。（t 当り製作単価として取扱う場合）</p> <p>(ニ) 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。</p> <p>(ホ) 別途製作したものを一度現場に設置した後に発生品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費（材料費含む）と同じ扱いとする。</p>	品費等	一般材料費	○	○	×		別途製作の製作費	×	×	×		電力	○	○	×		無償貸付機械等評価額	○	○	×		鋼橋門扉等工場原価	×	×	○		現場発生品	×	×	×	ダム工事	支給電力料 (基本料金含む)	×	×	×		無償貸付機械等評価額	○	×	×
品費等	一般材料費	○	○	×																																																																														
	別途製作の製作費	×	×	×																																																																														
	電力	○	○	×																																																																														
	無償貸付機械等評価額	○	○	×																																																																														
	鋼橋門扉等工場原価	×	×	○																																																																														
	現場発生品	×	×	×																																																																														
ダム工事	支給電力料 (基本料金含む)	×	×	×																																																																														
	無償貸付機械等評価額	○	×	×																																																																														
品費等	一般材料費	○	○	×																																																																														
	別途製作の製作費	×	×	×																																																																														
	電力	○	○	×																																																																														
	無償貸付機械等評価額	○	○	×																																																																														
	鋼橋門扉等工場原価	×	×	○																																																																														
	現場発生品	×	×	×																																																																														
ダム工事	支給電力料 (基本料金含む)	×	×	×																																																																														
	無償貸付機械等評価額	○	×	×																																																																														
P12	<p>(ト) 「処分費等」の取扱い</p> <p>「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、次表のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 処分費（再資源化施設の入受費を含む）</li> <li>2) 上下水道料金</li> <li>3) 有料道路利用料</li> </ol>	<p>(ヘ) 「処分費等」の取扱い</p> <p>「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、次表のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 処分費（再資源化施設の入受費を含む）</li> <li>2) 上下水道料金</li> <li>3) 有料道路利用料</li> </ol>																																																																																

新 旧 表

P22	表3.1 基本運賃表									表3.1 基本運賃表								
	貨物自動車規格	機械名	規格	20kmまで (円)	50kmまで (円)	100kmまで (円)	150kmまで (円)	200kmまで (円)	200kmを超え 20kmまでを増す 毎に (円)	貨物自動車規格	機械名	規格	20kmまで (円)	50kmまで (円)	100kmまで (円)	150kmまで (円)	200kmまで (円)	200kmを超え 20kmまでを増す 毎に (円)
20t車以上 30t車まで	路面切削機	2.0m	62,500	76,000	98,000	120,500	142,500	8,900	路面切削機	2.0m	71,000	87,000	112,000	137,000	163,000	10,200	路面切削機	2.0m
	スタビライザ	深0.6m幅 2.0m							スタビライザ	深0.6m幅 2.0m								
	スタビライザ	深1.2m幅 2.0m							スタビライザ	深1.2m幅 2.0m								
	自走式 破碎機	クラッシュ 一寸法 開450mm 幅925mm							自走式 破碎機	クラッシュ 一寸法 開450mm 幅925mm								
	油圧式 杭圧入 引抜機	鋼矢板Ⅱ・ Ⅲ・Ⅳ型用							油圧式 杭圧入 引抜機	鋼矢板Ⅱ・ Ⅲ・Ⅳ型用								
	バック ホウ (超ロ ングア ーム 型)	山積0.4m 3 ／平積0.3 m3							バック ホウ (超ロ ングア ーム 型)	山積0.4m 3 ／平積0.3 m3								
	各種	—							各種	—								
(注)1. 450kmを超える場合は別途考慮する。 2. 誘導車、誘導員の費用は含んでいる。									(注)1. 450kmを超える場合は別途考慮する。 2. 誘導車、誘導員の費用は含んでいる。									

新 旧 表

P26	オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	表 5.1 参照	<del>クローラクレーン</del> <del>〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第1次基準値)〕</del>	60~65t 吊	オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	表 5.1 参照	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)〕	70t吊	表 5.1 参照	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)〕	70t吊
		〔本体工事でクローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)〕 70t 吊を使用する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)〕			〔本体工事でクローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)〕 100t 吊を使用する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)〕	100t吊			
P28	オールケーシング掘削機 〔クローラ式〕	—	3.9	3.4	595	5					
	オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	<del>—</del>	<del>4.9</del>	<del>11.9</del> <del>(h)</del>	<del>558</del>	<del>4</del>					
		〔本体工事でクローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)〕 70t 吊を使用する場合〕	4.9	11.9 (h)	490	4					
		〔本体工事でクローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)〕 100t 吊を使用する場合〕	4.9	11.9 (h)	370	3					
	オールケーシング掘削機 〔クローラ式〕	—	3.9	3.4	595	5					
	オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	〔本体工事でクローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)〕 70t 吊を使用する場合〕	4.9	11.9 (h)	490	4					
		〔本体工事でクローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)〕 100t 吊を使用する場合〕	4.9	11.9 (h)	370	3					

新 旧 表

	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     本体工事でクローラ クレーン〔油圧駆動 式ウインチ・ラチス ジブ型排出ガス対策型 (2011年規制)〕100t 吊を使用する場合                 </div>	4.9	11.9 (h)	361	3		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     本体工事でクローラ クレーン〔油圧駆動 式ウインチ・ラチス ジブ型排出ガス対策型 (2011年規制)〕100t 吊を使用する場合                 </div>	4.9	11.9 (h)	361	3																																																																																																																																							
P31	1) トンネル工事における呼吸用保護具の積算 トンネル工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具(電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等)の費用として、1工事当り次式により「呼吸用保護具等費用」を計上するものとする。  $\text{呼吸用保護具等費用} = 1,660,000 + \text{総労務費} \times 0.5\% \text{ (円)}$ <p>なお、上記計算式は呼吸用保護具の規格がB級(半面形面体)の場合に適用する。 上記以外の規格を適用する場合は別途考慮するものとする。 なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費(鏡吹付施工労務費を含む)合計額とする。 (注) B級とは濡れ率の性能等級を示す。</p>						1) トンネル工事における呼吸用保護具の積算 トンネル工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具(電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等)の費用として、1工事当り次式により「呼吸用保護具等費用」を計上するものとする。  $\text{呼吸用保護具等費用} = 1,660,000 + \text{総労務費} \times 0.5\% \text{ (円)}$ <p>上記計算式は呼吸用保護具の規格がB級(半面形面体)の場合に適用する。 上記以外の規格を適用する場合は別途考慮するものとする。 なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費(鏡吹付施工労務費を含む)の合計額とする。 (注) B級とは濡れ率の性能等級を示す。</p>																																																																																																																																											
P42	別表第2 工種別現場管理費率 第1表 <table border="1" data-bbox="489 1171 1498 1850"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">純工事費 適用区分 下記の率とする</th> <th colspan="2">70万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th colspan="2">2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>43.43</td><td>1276.7</td><td>-0.2145</td><td>14.98</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>42.54</td><td>458.2</td><td>-0.1508</td><td>20.13</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>27.79</td><td>113.9</td><td>-0.0895</td><td>17.82</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>33.69</td><td>87.0</td><td>-0.0602</td><td>24.99</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>48.24</td><td>303.1</td><td>-0.1166</td><td>27.05</td></tr> <tr><td>P・C橋工事</td><td>30.78</td><td>120.9</td><td>-0.0868</td><td>20.01</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>40.38</td><td>668.7</td><td>-0.1781</td><td>16.69</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>45.75</td><td>1370.6</td><td>-0.2157</td><td>15.69</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>42.63</td><td>387.3</td><td>-0.1400</td><td>21.28</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>60.36</td><td>2408.8</td><td>-0.2339</td><td>18.91</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>54.04</td><td>1692.0</td><td>-0.2185</td><td>18.28</td></tr> <tr><td>下水道(4)工事</td><td>35.05</td><td>204.8</td><td>-0.1120</td><td>20.11</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。</p>	工種区分	純工事費 適用区分 下記の率とする	70万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		A	b	河川工事	43.43	1276.7	-0.2145	14.98	河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13	海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82	道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99	鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05	P・C橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01	舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69	砂防・地すべり等工事	45.75	1370.6	-0.2157	15.69	公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28	電線共同溝工事	60.36	2408.8	-0.2339	18.91	情報ボックス工事	54.04	1692.0	-0.2185	18.28	下水道(4)工事	35.05	204.8	-0.1120	20.11						別表第2 工種別現場管理費率 第1表 <table border="1" data-bbox="1697 1171 2706 1850"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">純工事費 適用区分 下記の率とする</th> <th colspan="2">70万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th colspan="2">2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>44.05</td><td>1118.2</td><td>-0.2052</td><td>15.91</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>43.11</td><td>402.3</td><td>-0.1417</td><td>21.34</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>28.11</td><td>100.3</td><td>-0.0807</td><td>18.84</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>34.09</td><td>76.4</td><td>-0.0512</td><td>26.44</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>48.86</td><td>265.1</td><td>-0.1073</td><td>28.69</td></tr> <tr><td>P・C橋工事</td><td>31.06</td><td>111.0</td><td>-0.0808</td><td>20.80</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>40.83</td><td>598.0</td><td>-0.1703</td><td>17.54</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>46.27</td><td>1229.5</td><td>-0.2081</td><td>16.48</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>43.09</td><td>347.3</td><td>-0.1324</td><td>22.34</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>61.19</td><td>2132.5</td><td>-0.2253</td><td>20.01</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>54.60</td><td>1528.4</td><td>-0.2114</td><td>19.13</td></tr> <tr><td>下水道(4)工事</td><td>35.56</td><td>178.6</td><td>-0.1024</td><td>21.39</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。</p>	工種区分	純工事費 適用区分 下記の率とする	70万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		A	b	河川工事	44.05	1118.2	-0.2052	15.91	河川・道路構造物工事	43.11	402.3	-0.1417	21.34	海岸工事	28.11	100.3	-0.0807	18.84	道路改良工事	34.09	76.4	-0.0512	26.44	鋼橋架設工事	48.86	265.1	-0.1073	28.69	P・C橋工事	31.06	111.0	-0.0808	20.80	舗装工事	40.83	598.0	-0.1703	17.54	砂防・地すべり等工事	46.27	1229.5	-0.2081	16.48	公園工事	43.09	347.3	-0.1324	22.34	電線共同溝工事	61.19	2132.5	-0.2253	20.01	情報ボックス工事	54.60	1528.4	-0.2114	19.13	下水道(4)工事	35.56	178.6	-0.1024	21.39	
工種区分	純工事費 適用区分 下記の率とする			70万円を超え10億円以下			10億円を超えるもの 下記の率とする																																																																																																																																											
				2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による																																																																																																																																														
		A	b																																																																																																																																															
河川工事	43.43	1276.7	-0.2145	14.98																																																																																																																																														
河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13																																																																																																																																														
海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82																																																																																																																																														
道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99																																																																																																																																														
鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05																																																																																																																																														
P・C橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01																																																																																																																																														
舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69																																																																																																																																														
砂防・地すべり等工事	45.75	1370.6	-0.2157	15.69																																																																																																																																														
公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28																																																																																																																																														
電線共同溝工事	60.36	2408.8	-0.2339	18.91																																																																																																																																														
情報ボックス工事	54.04	1692.0	-0.2185	18.28																																																																																																																																														
下水道(4)工事	35.05	204.8	-0.1120	20.11																																																																																																																																														
工種区分	純工事費 適用区分 下記の率とする	70万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする																																																																																																																																														
		2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による																																																																																																																																																
		A	b																																																																																																																																															
河川工事	44.05	1118.2	-0.2052	15.91																																																																																																																																														
河川・道路構造物工事	43.11	402.3	-0.1417	21.34																																																																																																																																														
海岸工事	28.11	100.3	-0.0807	18.84																																																																																																																																														
道路改良工事	34.09	76.4	-0.0512	26.44																																																																																																																																														
鋼橋架設工事	48.86	265.1	-0.1073	28.69																																																																																																																																														
P・C橋工事	31.06	111.0	-0.0808	20.80																																																																																																																																														
舗装工事	40.83	598.0	-0.1703	17.54																																																																																																																																														
砂防・地すべり等工事	46.27	1229.5	-0.2081	16.48																																																																																																																																														
公園工事	43.09	347.3	-0.1324	22.34																																																																																																																																														
電線共同溝工事	61.19	2132.5	-0.2253	20.01																																																																																																																																														
情報ボックス工事	54.60	1528.4	-0.2114	19.13																																																																																																																																														
下水道(4)工事	35.56	178.6	-0.1024	21.39																																																																																																																																														

## 新 旧 表

第2表

工種区分	純工事費	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
橋梁保全工事		64.97	1623.7	-0.2042	30.16

第3表

工種区分	純工事費	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
道路維持工事		60.00	631.2	-0.1622	31.81
河川維持工事		42.12	172.3	-0.0971	28.81

第4表

工種区分	純工事費	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69
下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39
	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88
	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66

第5表

工種区分	純工事費	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
コンクリートダム		30.41	41.0	-0.0153	29.13
フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24

第2表

工種区分	純工事費	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
橋梁保全工事		65.88	1465.2	-0.1968	31.45

第3表

工種区分	純工事費	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
道路維持工事		60.33	613	-0.1598	32.29
河川維持工事		42.35	167.1	-0.0946	29.25

第4表

工種区分	純工事費	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
共同溝等工事	(1)	50.57	351.0	-0.1202	26.75
	(2)	38.78	103.5	-0.0609	28.09
トンネル工事		45.56	189.4	-0.0884	28.52
下水道工事	(1)	34.99	49.0	-0.0209	31.32
	(2)	38.21	202.3	-0.1034	22.09
	(3)	32.72	46.8	-0.0222	29.09

第5表

工種区分	純工事費	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
コンクリートダム		31.19	35.0	-0.0059	30.68
フィルダム		34.59	154.9	-0.0768	27.87